証券コード　3040
平成28年３月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ
代表取締役社長　鎌　田　信　夫

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月25日（金曜日）午前10時30分
（当社は、平成27年６月20日開催の第37回定時株主総会の決議により、決算期を３月31日から12月31日へ変更しております。これに伴い、移行期である第38期（当事業年度）が平成27年４月１日から平成27年12月31日までの９ヶ月となっているため、本総会の開催日は前回総会の応当日と離れております。）

２．場　　所　東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ　本社　７階ホール
（最終頁の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第38期（平成27年４月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第38期（平成27年４月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

なお、株主総会参考書類ならびに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、３頁から31頁までに記載のとおりです。ただし、「連結注記表」及び「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.soliton.co.jp）に掲載し、ご提供いたしております。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.soliton.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

（注）当連結会計年度は、決算期変更により９ヵ月決算となっておりますので、前年同期比較については記載を省略しております。

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度について、国内は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策等により、企業業績や雇用環境が着実に改善し、緩やかな回復基調が継続しました。海外は、中国経済の減速や米国の利上げ等複合的な要因を背景に、年後半より新興国経済の低迷が顕在化し、先行きについて不透明感が強まっております。

当社の属するIT業界では、官公庁に加え、企業業績の改善もあり、各分野の顧客の投資意欲が堅調に拡大しました。当社の主力事業であるITセキュリティ分野は、標的型サイバー攻撃の対策やマイナンバー制度に向けた情報漏洩対策等で、セキュリティ投資の必要性と重要性がより社会的に浸透いたしました。

このような環境下、当社グループの業績について、売上高は10,278百万円、営業利益は452百万円、経常利益は435百万円となりました。なお、デンマークの連結子会社Excitor A/S（以下、Excitor社）について、開発中のスマートデバイス向け次期セキュリティプラットフォームのリリースが近いこともあり、既存製品の販売が予想より伸長せず、同社ののれんについて保守的に評価をし、全額減損処理を行うこととしました。その結果、減損損失543百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は301百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

［ITセキュリティ＆クラウド事業］

売上高は9,493百万円、セグメント利益は832百万円となりました。

国家レベルの組織に対する標的型サイバー攻撃やマイナンバー制度に向けた対応等によりセキュリティ投資の必要性と重要性がより認知され、自社のセキュリティ製品の販売とサービスの提供が堅調に拡大しました。一方、予定より遅れていますが、Excitor社でスマートデバイス向け次期セキュリティプラットフォームの開発を鋭意進めており、また、サイバー・セキュリティ対策の新製品「InfoTrace マーク Ⅱ」を米国でさらにチューニング、近日販売に向けてグローバルな体制整備を進めました。

［映像コミュニケーション事業］

売上高は323百万円、セグメント損失は86百万円となりました。

公衆モバイル回線で、高品質な映像をリアルタイムに配信する「Smart-telecasterシリーズ」の新製品「ZAO」の販売活動に注力いたしました。海外の展示会に積極的に参加し、米国のほか、アジア、中東、南米に顧客を一挙に拡大いたしました。また、平成27年10月にオランダにSoliton Systems Europe N.V.を設立し、欧州での販売活動も開始いたしました。

なお、セグメント損失を計上しましたが、これは海外での販売拠点の開設、人材の追加等によるものであります。

［エコ・デバイス事業］

売上高は461百万円、セグメント利益は50百万円となりました。

H.265方式の画像圧縮技術と動く物体からの映像送信技術の組み合わせ等、特殊なシステムの開発に取り組みました。また、防衛のインフラ向けに画像データの特殊処理エンジンを搭載した専用コンピュータを開発し、数百セットの納入を行いました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は599百万円で、その主なものは、山形総合開発センターの建設やOA機器・業務用ソフトウェアの購入等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの事業資金として、金融機関より長期借入金として500百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 35 期 (平成25年３月期)	第 36 期 (平成26年３月期)	第 37 期 (平成27年３月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　　上　　高(百万円)	10,894	11,161	12,439	10,278
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損　失　(　△　)(百万円)	474	877	633	△301
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損　失　(　△　)　(円)	48.10	88.90	67.30	△31.99
総　　資　　産(百万円)	9,033	9,044	10,626	10,437
純　　資　　産(百万円)	4,219	4,943	5,161	4,650
１株当たり純資産額　(円)	427.51	498.89	545.33	491.17

(注) １．当社は平成25年12月17日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
２．当連結会計年度（平成27年12月期）は、決算期変更により、平成27年４月１日から平成27年12月31日までの９ヵ月間となっております。
３．「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
索利通網絡系統（上海）有限公司	2,000千米ドル (222百万円)	100.0%	・通信情報機器・ソフトウェアの販売 ・ソフトウェアの受託開発
Ｅｘｃｉｔｏｒ　Ａ／Ｓ	17,979千DKK (353百万円)	100.0%	・スマートデバイスの業務利用のためのセキュア・プラットフォームの構築・販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社２社を含めて、計10社であり、持分法適用関連会社は、１社であります。

(4) 対処すべき課題

①開発メーカーとしての企画力、販売力の強化
ニーズに合った製品企画、計画通りの製品リリース、そして戦略的な販売活動・・・これら、メーカーないしベンダーとしてのグローバルに運用する組織・体制の強化
②サービス及び国際ビジネスのための人材養成と増強

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社ソリトンシステムズ）、その他の関係会社１社、連結子会社10社、非連結子会社１社、及び関連会社２社（うち持分法適用１社）により構成されております。

当社グループのセグメント別の営業種目及び当社と関係会社の位置付けは次の通りです。

セグメントの名称	主な営業種目	会社名
ＩＴセキュリティ&クラウド	・情報漏洩対策、ログオン認証、アクセス制御、スパムメール対策、サイバーセキュリティ対策などの製品の開発・販売 ・スマートデバイスの業務利用の為のセキュリティ対策の構築・販売 ・企業向けクラウドサービス ・企業向けネットワークインテグレーション ・VoD(ビデオ・オン・ディマンド）システムの構築・運用	当社 ㈱Ji2、Ji2,Inc. 索利通網絡系統（上海）有限公司 Soliton Systems, Inc. Soliton Systems Singapore Pte.LTD. Excitor A/S Giritech A/S ㈱サードウェア ㈱データコア
映像コミュニケーション	・モバイル回線による高品質のリアルタイム画像伝送システム「Smart-telecaster」の開発・販売	当社 Soliton Systems Europe N.V.
エコ・デバイス	・アナログ・デジタル混合半導体デバイスの開発・販売 ・組み込み特殊処理エンジンの開発・販売	当社 Y Explorations, Inc. ㈱シンセシス

（注）１．その他の関係会社の㈲Zen-Noboksは、当社株式の43.4％を所有している資産管理会社でありますが、当社の事業との取引関係がないため、表から除外しております。

2．非連結子会社の㈱ソリトンソリューションズは、営業活動を実質的に休止しており、表中の記載を省略しております。なお、当連結会計年度において清算することを同社株主総会で決議しております。

3．当連結会計年度において、ボストンネットワーク㈱を簡易合併により吸収合併いたしました。

4．当連結会計年度において、連結子会社としてSoliton Systems Europe N.V.を新規に設立いたしました。

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	名古屋営業所	名古屋市中区
開発分室	東京都新宿区	福岡営業所	福岡市博多区
物流倉庫	東京都江東区	東北営業所	仙台市青葉区
大阪営業所	大阪府吹田市	長野開発分室	長野県長野市
札幌営業所	札幌市中央区	山形総合開発センター	山形県山形市

② 子会社

名称	所在地
索利通網絡系統（上海）有限公司	中華人民共和国　上海
Ｅｘｃｉｔｏｒ　Ａ／Ｓ	デンマーク　コペンハーゲン

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＩＴセキュリティ&クラウド	437（121）名	1 名減（ 5）名減
映像コミュニケーション	28（ 4）名	4 名増（ -）
エコ・デバイス	25（ 28）名	1 名増（ -）
本社・共通	61（ 18）名	15 名増（ 8）名増
合計	551（171）名	19 名増（ 3）名増

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
458(141) 名	22名増(5名増)	39.0歳	10.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	450百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　39,000,000株

② 発行済株式の総数　9,869,444株

③ 株主数　1,706名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社Ｚｅｎ－Ｎｏｂｏｋｓ	42,862百株	45.5%
ソリトンシステムズ従業員持株会	4,614百株	4.9%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	4,550百株	4.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,414百株	3.6%
鎌田信夫	2,900百株	3.1%
株式会社三井住友銀行	2,400百株	2.5%
ＧＲＯＴＨ　ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ　ＬＬＣ	1,900百株	2.0%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	1,772百株	1.9%
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,372百株	1.5%
藤澤哲雄	809百株	0.9%

（注）持株比率は自己株式446,352株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌田信夫	有限会社Zen-Noboks取締役 索利通網絡系統（上海）有限公司　董事長 Excitor A/S　取締役
取締役副社長	遊佐洋	副社長
取締役	加藤光治	北川工業株式会社　社外取締役
取締役	土屋清美	株式会社Ｓｏｕｎｄ－Ｆ　代表取締役社長
常勤監査役	近藤洋子	
監査役	高徳信男	高徳公認会計士事務所(公認会計士)
監査役	中村修	慶應義塾大学環境情報学部　教授 株式会社ナノオプト・メディア　社外取締役 株式会社インターネット総合研究所　社外取締役

（注）１．取締役加藤光治氏及び取締役土屋清美氏は、社外取締役であります。

２．監査役高徳信男氏及び中村修氏は、社外監査役であります。

３．監査役高徳信男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査役中村修氏は、平成27年11月12日付で監査役岩上順氏が辞任され、監査役に欠員が生じたため、平成27年12月８日に東京地方裁判所において、仮監査役として選任され就任しております。

５．当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各監査役いずれも会社法第425条第１項に定める額としております。

６．当社は、取締役加藤光治氏、取締役土屋清美氏、監査役高徳信男氏、監査役中村修氏について、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
松島克守	平成27年６月20日	任期満了	社外取締役 東京大学名誉教授
小柴基男	平成27年６月20日	任期満了	常勤監査役
畑　克海	平成27年６月20日	任期満了	社外監査役 畑・芳仲法律事務所　弁護士
岩上　順	平成27年11月12日	辞任	社外監査役 株式会社シンセシス社外監査役 ファーサイト公認会計士事務所 所長

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (3)	44百万円 (3)
監査役 （うち社外監査役）	6 (4)	9 (3)
合計 （うち社外役員）	11 (7)	53 (7)

（注）１．上記には、平成27年６月20日付で退任した社外取締役松島克守氏、監査役小柴基男氏、社外監査役畑克海氏の報酬ならびに平成27年11月12日付で辞任した社外監査役岩上順氏の報酬を含んでおります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．当事業年度末現在の取締役は４名（うち社外取締役は２名）、監査役は３名（うち社外監査役は２名）であります。

４．取締役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額500百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、平成19年６月21日開催の第29回定時株主総会において、ストックオプションによる報酬額を含め年額100百万円以内と決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重要な兼職先	取引関係
取締役	加藤光治	北川工業株式会社 社外取締役	重要な取引関係はありません
取締役	土屋清美	株式会社Sound-F 代表取締役社長	重要な取引関係はありません
監査役	高徳信男	高徳公認会計士事務所 (公認会計士)	重要な取引関係はありません
監査役	中村　修	慶應義塾大学環境情報学部 教授 株式会社ナノオプト・メディア　社外取締役 株式会社インターネット総合研究所　社外取締役	重要な取引関係はありません

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　加藤光治	平成27年６月20日就任以降に開催された取締役会７のうち７回全てに出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　土屋清美	平成27年６月20日就任以降に開催された取締役会７のうち７回全てに出席いたしました。会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その豊富な経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　高徳信男	当事業年度に開催された取締役会８回のうち７回に出席し、監査役会８回のうち７回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。
監査役　岩上　順	平成27年６月20日就任以降、平成27年11月12日辞任までの間に開催された取締役会５回のうち５回全てに出席し、監査役会５回のうち５回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。

	活　　動　　状　　況
監査役　中 村　　修	平成27年12月８日就任以降に開催された取締役会１回のうち１回に出席し、監査役会１回のうち１回に出席いたしました。当業界に精通しており、豊富な知識から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、取締役会の議案の事前審議や会計監査人の報告を受けるほか、内部監査の実施状況を把握し、必要な助言を行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

④　会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を得ております。

⑤　当社の重要な子会社である索利通網絡系統(上海)有限公司及びExcitor A/Sは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法及び金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①　処分対象

新日本有限責任監査法人

②　処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③　処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の遵守を率先垂範する。

・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ リスク管理体制の整備の状況

事業構成や事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は取締役会、経営会議において常時管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会及び内部監査室において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月１回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重

要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
・定期的また必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し報告することを義務付ける。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社および子会社の役員及び社員等に周知徹底する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・３事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。
・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
・グループの役員及び社員等に対し、年１回、法令順守に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する年１回以上の内部監査を実施する。
・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員等は、監査役の指揮命令に従わなければならない。ただし、その社員等が他の部署を兼務している場合については、監査実施中は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑦　子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・グループの役員及び社員等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社監査役に報告する。
・内部監査室等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に報告する。

⑧　監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
・監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合には速やかに処理する。

⑩　反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。総務部を反社会勢力に対する統括部門として定め、反社会勢力による被害を防止するための情報を集約して一元的な管理を行い、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとっております。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月24日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

①　内部統制システム基本方針の改訂内容の周知

当社は、平成27年4月24日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定いたしました。
当該変更の後にその趣旨、内容などにつきまして当社及び当社グループ各社へ説明を行い、当社グループ全体へ周知を図り対応を指示しました。

②　コンプライアンス

当社は、当社及び国内子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図っております。

また、社内にコンプライアンスホットラインを設置し、問題の早期発見早期問題解決に努めております。また、重大性に応じて監査役へ報告することとしております。

③　リスク管理体制

当社は、当社及び国内子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び内部監査室に置いて重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

④　監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、また、稟議等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成28年２月15日開催の取締役会において、１株につき7.5円と決議させていただきました。なお、配当金の支払開始日は、平成28年３月28日といたしております。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**8,181**	**流動負債**	**4,886**
現金及び預金	3,339	支払手形及び買掛金	1,082
受取手形及び売掛金	2,656	短期借入金	118
リース投資資産	54	リース債務	49
商品及び製品	956	未払金	404
仕掛品	50	未払法人税等	100
原材料及び貯蔵品	111	前受収益	2,483
前払費用	806	賞与引当金	191
繰延税金資産	127	その他	456
その他	129	**固定負債**	**900**
貸倒引当金	△50	長期借入金	388
固定資産	**2,256**	リース債務	24
有形固定資産	**842**	長期未払金	215
建物	401	役員退職慰労引当金	5
車両運搬具	7	退職給付に係る負債	267
工具器具備品	213	**負債合計**	**5,787**
土地	220	**純資産の部**	
無形固定資産	**623**	**株主資本**	**4,506**
のれん	243	**資本金**	**1,326**
ソフトウエア	175	**資本剰余金**	**1,252**
ソフトウエア仮勘定	189	**利益剰余金**	**2,240**
その他	14	**自己株式**	**△312**
投資その他の資産	**789**	**その他の包括利益累計額**	**121**
投資有価証券	137	その他有価証券評価差額金	27
差入保証金	382	為替換算調整勘定	102
繰延税金資産	198	退職給付に係る調整累計額	△8
その他	199	**非支配株主持分**	**22**
貸倒引当金	△128	**純資産合計**	**4,650**
資産合計	**10,437**	**負債・純資産合計**	**10,437**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**10,278**
売上原価		**6,311**
売上総利益		**3,967**
販売費及び一般管理費		3,514
営業利益		**452**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	0	
為替差益	0	
その他	0	6
営業外費用		
支払利息	8	
持分法による投資損失	10	
固定資産除却損	3	23
経常利益		**435**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	11	11
特別損失		
投資有価証券評価損	49	
子会社株式評価損	1	
減損損失	543	594
税金等調整前当期純損失（△）		**△147**
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	104	154
当期純損失（△）		**△302**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△1
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△301**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	1,326	1,252	2,761	△312	5,028
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△141		△141
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△301		△301
決算期変更による剰余金減少高			△78		△78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△521	－	△521
平成27年12月31日残高	1,326	1,252	2,240	△312	4,506

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	39	75	△5	110	23	5,161
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△141
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△301
決算期変更による剰余金減少高						△78
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△12	26	△2	11	△0	10
連結会計年度中の変動額合計	△12	26	△2	11	△0	△511
平成27年12月31日残高	27	102	△8	121	22	4,650

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**7,609**	**流動負債**	**4,405**
現金及び預金	2,882	買掛金	1,022
受取手形	38	短期借入金	100
売掛金	2,408	リース債務	48
リース投資資産	54	未払金	371
商品及び製品	919	未払費用	168
仕掛品	50	前受金	92
原材料及び貯蔵品	111	前受収益	2,346
前渡金	8	賞与引当金	190
前払費用	788	その他	66
関係会社短期貸付金	214	**固定負債**	**822**
繰延税金資産	116	長期借入金	350
その他	80	リース債務	23
貸倒引当金	△63	長期未払金	215
固定資産	**2,003**	退職給付引当金	233
有形固定資産	**705**	**負債合計**	**5,227**
建物	346	**純資産の部**	
車両運搬具	2	**株主資本**	**4,358**
工具、器具及び備品	188	**資本金**	**1,326**
土地	168	**資本剰余金**	**1,252**
無形固定資産	**314**	資本準備金	1,247
ソフトウエア	163	その他資本剰余金	4
ソフトウエア仮勘定	136	**利益剰余金**	**2,091**
電話加入権	14	利益準備金	95
投資その他の資産	**983**	その他利益剰余金	1,995
投資有価証券	89	繰越利益剰余金	1,995
関係会社株式	315	**自己株式**	**△312**
出資金	0	**評価・換算差額等**	**27**
破産更生債権等	624	その他有価証券評価差額金	27
長期前払費用	70	**純資産合計**	**4,385**
差入保証金	371		
繰延税金資産	201		
貸倒引当金	△690		
資産合計	**9,613**	**負債・純資産合計**	**9,613**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		8,959
売上原価		5,626
売上総利益		3,332
販売費及び一般管理費		2,804
営業利益		528
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	0	
その他	1	3
営業外費用		
支払利息	2	
為替差損	0	
固定資産除却損	3	
貸倒引当金繰入額	661	667
経常損失（△）		△135
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	11	11
特別損失		
投資有価証券評価損	49	
子会社株式評価損	11	60
税引前当期純損失（△）		△184
法人税、住民税及び事業税	64	
法人税等調整額	115	179
当期純損失（△）		△364

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年４月１日　残高	1,326	1,247	4	1,252	95	2,500	2,596	△312	4,863
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△141	△141		△141
当期純損失（△）						△364	△364		△364
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△505	△505	－	△505
平成27年12月31日　残高	1,326	1,247	4	1,252	95	1,995	2,091	△312	4,358

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日　残高	39	39	4,903
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△141
当期純損失（△）			△364
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△12	△12	△12
事業年度中の変動額合計	△12	△12	△517
平成27年12月31日　残高	27	27	4,385

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月17日

株式会社　ソリトンシステムズ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの平成２７年４月１日から平成２７年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソリトンシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月17日

株式会社　ソリトンシステムズ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鳥　羽　正　浩 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソリトンシステムズの平成２７年４月１日から平成２７年１２月３１日までの第３８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成27年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月17日

株式会社ソリトンシステムズ　監査役会

常勤監査役　近　藤　洋　子　㊞

社外監査役　高　徳　信　男　㊞

社外監査役　中　村　　修　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（監査役の任期） 第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	（削除）
（新設）	（補欠監査役） 第44条　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ２　補欠監査役の選任決議は、定款第34条第２項の規定を準用する。 ３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 ４　補欠監査役の選任の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（会計監査人の設置） 第44条　（条文省略）	（会計監査人の設置） 第45条　（現行どおり） 以下、条文繰下げ

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制強化のため２名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鎌田信夫（かまた のぶお）	1967年３月　東京工業大学大学院応用物理博士課程修了 1972年４月　東京工業大学応用物理、電磁物性研究室研究員 1973年９月　インテルジャパン株式会社（現インテル株式会社）入社 1979年３月　当社設立　代表取締役社長（現在に至る） 1982年12月　九州工業大学　非常勤講師 （重要な兼職の状況） 有限会社 Zen-Noboks　取締役 索利通網絡系統（上海）有限公司　董事長 Excitor A/S　取締役	290,000株
2	遊佐洋（ゆさ よう）	1974年４月　日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 2005年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社常務取締役 2006年６月　ＮＴＴコムテクノロジー株式会社代表取締役社長 2011年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社特別参与 2012年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社常勤監査役 2013年６月　当社入社　執行役員副社長 2014年６月　取締役副社長（現在に至る）	4,000株
3	加藤光治（かとう みつはる）	1969年７月　日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1998年６月　株式会社デンソー　取締役 2006年６月　株式会社デンソー　専務取締役 2010年６月　株式会社デンソー　専務取締役退任 2014年６月　北川工業株式会社　社外取締役（現任） 2015年６月　当社社外取締役（現在に至る）	6,900株
4	土屋清美（つちや きよみ）	1982年４月　小西六写真工業（現コニカミノルタ株式会社）入社 2000年８月　クォンツリサーチ株式会社　取締役 2006年６月　株式会社Ｓｏｕｎｄ－Ｆ設立　同社代表取締役社長（現任） 2015年６月　当社社外取締役（現在に至る）	1,000株

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	鶴保征城（つるほせいしろ）	1966年４月　日本電信電話公社 （現日本電信電話株式会社）入社 1997年６月　ＮＴＴソフトウェア株式会社　代表取締役社長 2006年３月　一般社団法人日本ビジネスプロセス・マネジメント協会　副会長（現任） 2009年１月　独立行政法人情報処理推進機構　顧問（現任） 学校法人・専門学校ＨＡＬ東京校長（現任） 2015年11月　一般社団法人組み込みイノベーション協議会　理事長（現任）	－
6	中村修（なかむらおさむ）	1997年４月　慶應義塾大学環境情報学部　専任講師 2000年４月　同大学環境情報学部　助教授 2006年４月　同大学環境情報学部　教授（現任） 2010年６月　株式会社ナノオプト・メディア　社外取締役（現任） 2011年６月　株式会社インターネット総合研究所　社外取締役（現任） 2015年12月　当社仮監査役（現在に至る）	－

（注）１．加藤光治氏、土屋清美氏、鶴保征城氏、中村修氏は社外取締役候補であります。

２．中村修氏は現在当社の仮監査役（社外監査役）でありますが、本総会において、取締役として選任された場合、新たに社外監査役が選任されることを条件として、就任していただきます。

３．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

４．鶴保征城氏、中村修氏は新任の社外取締役候補であります。

５．加藤光治氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。土屋清美氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、企業の経営戦略に精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。鶴保征城氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、当業界にも精通しており、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。中村修氏を社外取締役候補とし、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、当業界にも精通しており、その豊富な経験と高い見識をもって、当社の事業運営についての指導、提言を期待しているためです。

６．当社は加藤光治氏、土屋清美氏、中村修氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損

害賠償責任を限定する契約を締結しており、加藤光治氏、土屋清美氏、中村修氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。鶴保征城氏の選任が承認された場合にも、同様に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

７．加藤光治氏、土屋清美氏、中村修氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出いたしております。また、鶴保征城氏が選任された場合も、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

８．加藤光治氏、土屋清美氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９ヶ月となります。また、中村修氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４ヶ月となります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役高徳信男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、中村修氏は、監査役を辞任され、当社取締役に選任の予定でございます。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	佐藤英明（さとうひであき）	1970年４月　日本電信電話公社 （現日本電信電話株式会社）入社 2003年６月　ＮＴＴビジネスアソシエ株式会社 代表取締役常務 2004年６月　ＮＴＴ東京電話帳株式会社　代表取締役社長 2009年６月　ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社 常勤監査役 2012年６月　同社　退任 2013年７月　株式会社イセトー　顧問（現任）	－
2	佐藤泰雄（さとうやすお）	1970年４月　日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入社 1997年６月　同行　審査部長 1998年６月　東京湾横断道路株式会社　取締役 2000年６月　同社　常務取締役 2012年６月　同社　退任	－

（注）１．佐藤英明氏、佐藤泰雄氏の両氏は新任の社外監査役候補であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．佐藤英明氏を社外監査役候補とし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営を監視していただくとともに、経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。佐藤泰雄氏を社外監査役候補とし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、会社役員を経験され、その経営経験を含めた豊富な経験と高い見識をもって、当社の経営を監視していただくとともに、経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。

４．佐藤英明氏、佐藤泰雄氏の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．佐藤英明氏、佐藤泰雄氏の両氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
高徳（たかとく）信男（のぶお）	1983年４月　昭和監査法人（現・新日本有限責任監査法人）入社 1988年１月　監査法人新橋会計社（現・新橋監査法人）入社 1993年６月　高徳公認会計士事務所設立　所長（現任） 1997年６月　当社社外監査役就任 2011年６月　同　任期満了により退任 2012年６月　当社監査役就任（現在に至る）	600株

（注）１．高徳信男氏は補欠の社外監査役候補であります。

２．高徳信男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．高徳信男氏を補欠の社外監査役候補とし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づく企業会計の専門的見地から当社の経営を監視していただくとともに、長年の公認会計士事務所経営を含めた経験から経営全般において助言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化を期待しているためです。

４．当社は高徳信男氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

５．高徳信男氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって通算７年９ヶ月となります。

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区新宿二丁目４番３号
株式会社ソリトンシステムズ
本社　７階ホール
TEL 03－5360－3801

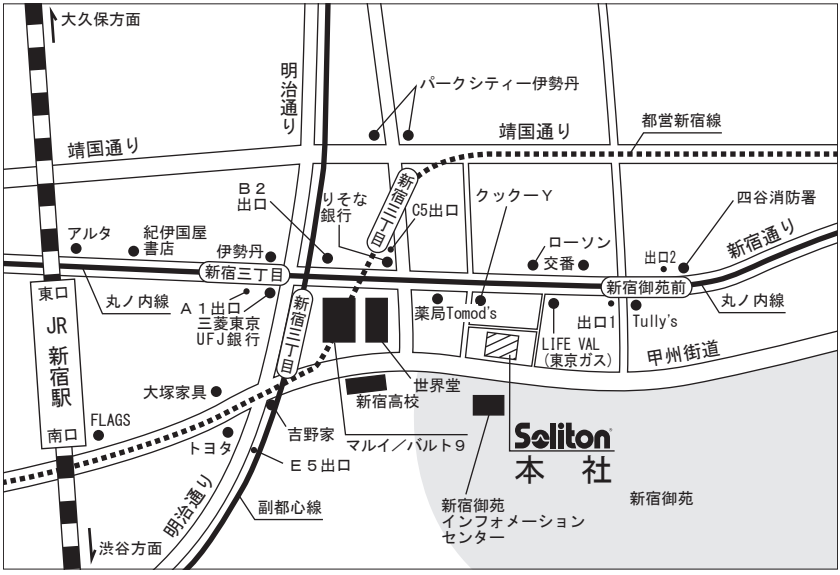

交通○東京メトロ丸ノ内線、副都心線
「新宿三丁目」下車（Ａ１出口）徒歩４分
「新宿御苑前」下車（１番出口）徒歩３分
○都営新宿線
「新宿三丁目」下車（Ｃ５出口）徒歩３分
○ＪＲ山手線
「新宿」南口下車　　徒歩８分

（注）駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。